取扱区分：「公開」

令和８年第11回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

令和 8年10月13日（火）10時00分

於：周南市役所本庁舎１階　多目的室

令和８年第11回

周南市農業委員会総会議事録

１　日　時　　令和８年１０月１３日（火）　午前１０時０１分　～午前１０時４１分

２　場　所　　周南市役所本庁舎１階　多目的室

３　出席者等

（１）　出席委員　　１７人

１番	林　　俊　一	２番	梅　田　照　正
３番	髙　橋　　恵	４番	六郎万　直　美
５番	林　　正　彦	６番	廣　林　政　憲
７番	野　村　邦　幸	８番	市　川　　進
９番	佐　伯　信　治	10番	山　下　敏　彦
11番	河　口　清　臣	12番	兼　重　　智
13番	秋　貞　啓　子	14番	藤　井　　孝
16番	佐　伯　伴　章	17番	瀧　山　美智子
19番	有　馬　俊　雅		

（２）　欠席委員　　２人

15番	歳　光　時　正	18番	藤　原　典　子

（３）　事務局職員　　４人

局　　長	藤　井　良　明	次　　長	原　田　賢　二
次長補佐	神　本　和　典	書　　記	東　影　淑　子

（４）　関係部署職員　２人

産業振興部農業振興課	課　　長	菅　田　浩　司
産業振興部農業振興課	主　　査	青　木　晴　佳

（５）　傍聴人　なし

４　議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議決事項

議案第51号	農業経営基盤強化促進法第19条第６項の規定による地域計画の変更に係る意見聴取について	１件
議案第52号	農地法第３条第１項の規定による許可申請について	３件
議案第53号	農地法第３条第１項の規定による許可処分の取消申請について	１件
議案第54号	農地法第５条第１項の規定による許可申請について	３件

第３　報告事項

報告第93号	農地法第３条の３の規定による農地等の権利取得の届出について	15件
報告第94号	農地法第４条第１項第８号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	１件
報告第95号	農地法第５条第１項第６号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について	３件
報告第96号	農地法第５条第１項第６号の規定による農地等の転用のための権利移動届出受理後の届出の取消しについて	１件
報告第97号	農地法第５条第１項第７号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	２件
報告第98号	非農地判断の結果について	18件
報告第99号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について	８件
報告第100号	非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果について	３件
報告第101号	相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について	２件
報告第102号	現況が農地でないことの証明等について	２件

藤井事務局長	皆さん、おはようございます。 それでは、総会を開催いたします。 携帯電話につきまして、マナーモードの設定又は電源の切断を確認願います。 次に、定足数の報告をさせていただきます。 本日の総会の出席委員は、19人中17人で、周南市農業委員会総会会議規則第９条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。 なお、本日の欠席は、15番・歳光時正委員及び18番・藤原典子委員の２名で、周南市農業委員会総会会議規則第５条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。 また、議案等についての発言の際は、着席のままでお願いします。 それでは、議長よろしくお願いします。 開会（午前１０時０１分）
議長（山下会長）	それでは、ただ今より令和８年第11回、周南市農業委員会総会を開会いたします。 これより議事に入ります。 議事日程第１、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第３項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので、議長より指名いたします。 ６番・廣林政憲委員及び７番・野村邦幸委員にお願いいたします。 議事日程第２、議決事項に入ります。 最初の議案第51号「農業経営基盤強化促進法第19条第６項の規定による地域計画の変更に係る意見聴取について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長　１ページの議案第51号は、周南市長より戸田地域の地域計画の変更に係る意見を求められたものです。

農業振興課の説明を受け、ご意見をいただいた上で、農業委員会としての意見の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）　それでは、農業振興課より説明をお願いします。

菅田課長

菅田農業振興課長　農業振興課長の菅田でございます。

それでは、議案第51号について、説明させていただきます。

本件は、戸田地域の地域計画を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法第19条第６項に基づき、農業委員会から、ご意見をお伺いするものでございます。

別紙２の地域計画の変更の概要をご覧ください。

本件は、戸田地域の計画に位置付けられている農地６筆を計画から除外するものです。

これらはすべて道の駅ソレーネ周南の多目的広場等整備事業に伴う農地転用を目的とした除外の申し出によるものです。

また、本件は、土地収用法の事業認定を受けており、農地等の転用のための権利移動の制限の例外として、農業委員会へ届出を提出し、受理されております。

次に、地域計画の区域の状況についてですが、先ほどご説明しました計画からの除外に伴い、農用地等の面積を変更するもので、変更内容として、変更前と変更後の数値を記載しておりますので、ご確認をお願いします。

このほか、これらの変更に伴い、農用地の集積率をはじめ、このたび変更する全ての箇所について、別紙の地域計画（案）に赤字で記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

これまでの、変更にかかる手続きの状況ですが、令和８年８月７日に申し出を受け付け、８月21日から９月４日までの14日間、法律第18条第１項に基づく協議の場を、ホームページ上で実施しましたが、意見の提出はありま

	せんでした。 　また、このたびの除外により、地域計画の実現に支障はないものと見込まれることから、計画を変更するための要件は、満たしているものと考えております。 　今後の手続きにつきましては、農業委員会のほか、農協などの関係機関から意見をお伺いした後、法律第19条第７項の規定により、計画の変更案を２週間公告、縦覧した後、令和８年11月１日付で計画を変更する予定としております。 　説明は以上です。
議長（山下会長）	それでは、議案第51号について、質疑を行います。 　ご意見、ご質問は、ございませんか。 　（なしの声あり） 　特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。 　議案第51号について採決を行います。 　本件は、原案のとおり承認することに、ご異議は、ございませんか。 　（異議なしの声あり） 　異議がありませんので、議案第51号は原案のとおり承認することに決定し、特に意見がない旨を市長に答申いたします。 　ここで、農業振興課職員は退席いたします。 　申し訳ありませんが、少しお待ちください。 　（農業振興課職員退席）
	続きまして、議案第52号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」、番号１番を議題といたします。 　事務局より説明をお願いします。 　原田事務局次長
原田事務局次長	２ページの議案第52号は、１議案３件です。 　番号１番についてご説明いたします。 　所在、地目は記載のとおりで、田１筆、畑１筆の面積が3,161平方

メートルの農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は遠方に居住しており、管理が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、果樹や野菜、水稲等を栽培するため譲り受けるものです。

提出された許可申請書及び聞き取り結果から、農作業に従事する者の状況として、申請譲受人はアルバイトの４か月、農地法第２条第２項に規定する「世帯員等」には該当しませんが、同居予定の友人の農作業経験年数は、農業法人勤務の３年とされています。

許可申請書に添付された営農計画書では、作目及び利用計画について、既存の果樹、樹木、花きに加え、野菜や水稲等を栽培し、耕起から収穫までの一連の作業を、譲受人と同居予定の友人で行い、繁忙期には父母や姉夫婦の助力を得るとされています。

農機具の保有状況等については、ミニ耕運機、運搬機、自走式草刈機、草刈機、電気柵については譲り受け、軽トラ及び耕運機は購入予定とされています。

技術については、書籍やインターネット、動画サイト等で各作物の栽培方法や費用等について情報収集をするとされています。

また、チェーンソーと草刈機の資格を有しており、カマやナタを使用した高所作業に従事しているので、果樹の剪定や農地の維持管理に活用できるとされています。

農地法第３条第１項の許可について、同条第２項は農地等の使用及び収益を目的とする権利の取得に当たっての許可要件を定めており、同項第１号では、農地等の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が保有している農地等を含め、それらの者が全ての農地等を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合には許可することはできないと規定されています。

これは、農地等の使用及び収益を目的とする権利の取得における「全部効率利用要件」といわれています。

国が、地方自治法第245条の９第１項及び第３項の規定に基づき、

農地法に係る第１号法定受託事務の処理基準を定めた農地法関係事務に係る処理基準に定めた「農地法関係事務に係る処理基準」の「第３　法第３条関係」の「３　法第３条第２項第１号の判断基準」の中で、「耕作又は養畜の事業に供すべき農地等」とは、農地法第３条第１項の許可の申請に係る農地等及び当該農地等について同条第２項第１号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等が既に同号に掲げる権利を有している農地等とされ、法第32条第１項各号に該当する遊休農地の所有者及び法第51条第１項各号に該当する違反転用者については、耕作又は養畜の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められないとされています。

また、「効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」と認められるかについては、農地等の権利を取得しようとする者又はその世帯員等の経営規模や作付作目等を踏まえて、機械が十分に確保されているか、労働力が十分に確保されているか、技術が十分あるかなどに着目して総合的に判断するとされています。

農業委員会等に関する法律第42条第１項に規定する全国農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人全国農業会議所が令和５年12月に発行した「農地取得の窓口対応マニュアル」において、「農水省への照会の回答」の「権利取得者が新規就農希望者やサラリーマンなどで農作業の経験がない場合、農地法第３条第２項第１号の要件をどのように判断すべきか。」の中で、権利取得者が新規就農者などで農作業の経験がない場合の法第３条第２項第１号の要件を判断する方法として、技術については、権利取得者の①農業大学校や農協等の研修施設における実習経験、②農業法人、篤農家等の下での就業経験等があることを確認することが示されています。

本申請の申請地については、田が１筆2,563平方メートル、畑が１筆598平方メートルとなっていますが、下松市で農地等権利移動の許可を受けて本年８月24日に所有権移転登記された申請地に隣接する農地３筆計4,773平方メートルを合わせると、田が３筆7,132平方メ

	ートル、畑が２筆802平方メートルとなり、計7,934平方メートルの経営規模となります。 この経営規模に対し、研修施設における実習経験や農業法人等での就業経験などの農作業の経験がない申請譲受人が、同居予定の友人や父母、姉夫婦の協力を得ても、農地等の取得後速やかに全ての農地等を自ら耕作することは極めて困難であると言わざるを得ないと考えます。 したがって、法第３条第２項第１号に規定された、全部効率利用要件を満たしているとすることは難しく、許可することは困難であると言わざるを得ないと考えます。 以上でございます。
議長（山下会長）	ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。 林正彦委員
５番・林正彦委員	５番、林です。 議案第52号、番号１番について補足説明をいたします。 ９月28日に推進委員２人と事務局職員、私の３人で現地の確認を行いました。 申請地は農地であり、背の高い草などが繁茂した状況でした。 内容については、事務局からの説明のとおりで間違いありません。 現地調査後、推進委員と協議しました結果、農地の規模からして、労働力不足、四季を通じての農機具不足及び農機具の能力不足等により、許可をするには無理があると思われます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議長（山下会長）	ありがとうございました。 それでは、議案第52号、番号１番について質疑を行います。 ご意見、ご質問は、ございませんか。 （なしの声あり） 特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第52号、番号１番について、採決を行います。

本件は、不許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第52号、番号１番は、不許可と決定いたします。

次の、議案第52号、番号２番及び番号３番については、譲受人及び申請事由が同一であるので、一括議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長　番号２番及び番号３番について一括してご説明いたします。

この２件は、いずれも、ほ場整備事業の計画があるので、これを機会に経営規模の拡大を目指す譲受人に所有権移転をしようとするものです。

番号２番は、所在、地目は記載のとおりで、田１筆の面積が884平方メートルの農地です。

番号３番は、所在、地目は記載のとおりで、田１筆の面積が1,214平方メートルの農地です。

いずれも、農地法第３条第２項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）　ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

市川委員

８番・市川委員　８番、市川です。

議案第52号、番号２番及び番号３番について、補足説明いたします。

始めに、番号２番について補足説明いたします。

９月29日に推進委員２人と事務局職員、私の４人で現地確認を行

いました。

申請人とは後日、電話にて意思確認を行いました。

内容については、事務局からの説明のとおりです。

申請地の地目は田で、稲刈りが終わった状況でした。

譲渡人は、高齢であり、子どもたちは県外に住んでいるため、現在、他の人に作付けのお願いをしていましたが、ほ場整備事業の計画があり、この機会に譲り渡すことにしたそうです。

今後は水稲を中心に、野菜等を栽培するとのことです。

調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思います。

次に、番号３番について補足説明いたします。

９月29日に推進委員２人と事務局職員、私の４人で現地確認を行いました。

申請地の位置、申請内容については、事務局からの説明のとおりです。

申請地の地目は田で、作物は植えられていませんでしたが、耕起されており適切に管理されていました。

譲渡人は、ほ場整備事業の計画があり、この機会に譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は、所有する農地の隣接した農地を耕作しており、ほ場整備事業の計画があり、経営規模を拡大するために譲り受けることにしたそうです。

今後は水稲を中心に、野菜等を栽培するとのことです。

調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山下会長）　ありがとうございました。

それでは、議案第52号、番号２番及び番号３番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第52号、番号２番及び番号３番について、採決を行います。

この２件は、許可とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第52号、番号２番及び番号３番は、許可と決定いたします。

次に、議案第53号、「農地法第３条第１項の規定による許可処分の取消申請について」、番号１番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

原田事務局次長

原田事務局次長　３ページの議案第53号は、１議案１件です。

番号１番についてご説明いたします。

本件は、令和８年第９回総会の議案第39号番号２番としての審議を経て、令和８年８月10日付け指令周農委３条許可第27号として許可したものに関連します。

今回、所有権移転をすることの許可処分をした２筆のうちの１筆について、許可申請が譲受人の錯誤によることが判明したため、当該許可処分の取消申請がありました。

所有権については、移転されていないことを登記の全部事項証明書で確認しております。

許可処分の取り消しが適当と考えられます。

以上でございます。

議長（山下会長）　ただ今の議案第53号番号１番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第53号番号１番について、採決を行います。

本件は、申請どおり許可処分を取り消すことについて、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第53号番号１番の許可処分の取消申請は、許可処分を取り消すことと決定いたします。

次の議案第54号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の番号１番及び番号２番は、譲渡人、謙受人及び申請事由が同一であるので、一括議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐

４ページの議案第54号は、１議案３件です。

番号１番及び番号２番について一括してご説明いたします。

番号１番の申請地は、周南市湯野支所から南へ約370メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の１ページから５ページのとおりです。

番号２番の申請地は、周南市湯野支所から南へ約480メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の６ページから10ページのとおりです。

この２件の申請地につきましては、いずれも、太陽光発電事業を行うため、周南市長より農業経営基盤強化促進法第19条第６項の規定による地域計画の変更に係る意見聴取があったので、令和８年９月10日に開催の第10回総会における議案第44号として審議し、承認することを決定し、周南市長に異議がない旨の答申をしたものです。

その後、令和８年10月１日付けで周南市地域計画の変更があったものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第２種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入しようとするものです。

譲渡人は、耕作を続けることが厳しくなってきており、今後の耕

作について苦慮していたところ、譲受人からの事業の提案を受け、譲り渡すものです。

なお、番号１番は、パネル設置面積433.00平方メートル、パネル枚数161枚、発電出力は49.50キロワットが１基です。

また、番号２番は、パネル設置面積508.00平方メートル、パネル枚数200枚、発電出力は49.50キロワットが１基です。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、譲受人は、周辺関係者に対して太陽光発電事業に関する概要等の説明会を開催し、その後、説明会での意見を踏まえた事業計画届出書を市の環境政策課へ提出されています。

以上でございます。

議長（山下会長）　ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

この２件は、いずれも、許可申請を取り下げた経緯があり、改めて許可申請をされたものです。

令和７年８月に農地等の転用のための権利移動許可申請書の提出があったので、農地利用最適化推進委員と事務局と私の３人で現地調査を行い、その上で譲渡人及び譲受人の双方に電話にて意思確認を行っています。

その後、電力関係の手続きに不備があったため、翌月の９月に許可申請取下申請書が提出され、取り下げられました。

今回の許可申請については、その前段として、地域計画の区域からの除外に係る農地転用の事前協議があったので、７月27日に再び農地利用最適化推進委員と事務局と私の３人で現地調査を行いました。

また、９月16日に開催された周辺関係者に対する発電事業者の説明会へは農地利用最適化推進委員と私の２人で参加しましたが、その内容及び結果も添付されております。

調査項目に沿って調査しましたが、問題はないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

それでは、ただ今の議案第54号、番号１番及び番号２番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第54号、番号１番及び番号２番について、採決を行います。

この２件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第54号、番号１番及び番号２番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第54号、番号３番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

神本次長補佐

神本次長補佐　番号３番についてご説明いたします。

申請地は、徳山西高速自動車国道出口から西へ約290メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は参考資料の11ページから15ページのとおりです。

農地区分は、高速自動車国道等の出入口からおおむね300メートル以内で第３種農地に該当します。

譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積432.92平方メートル、パネル枚数158枚を設置するもので、発電出力は49.50キロワットが１基です。

譲渡人は、長年耕作しておらず、後継者や担い手もなく農地の維持管理が困難であり、譲受人からの事業の提案を受け、譲り渡すものです。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書

など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、譲受人は、周辺関係者に対して太陽光発電事業に関する概要等の説明会を開催し、その後、説明会での意見を踏まえた事業計画届出書を市の環境政策課へ提出されています。

以上でございます。

議長（山下会長）　ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

17番・瀧山委員　17番、瀧山です。

議案第54号番号３番について補足説明をいたします。

内容については、事務局の説明のとおりです。

９月28日に推進委員と事務局職員、私の３人で現地の確認を行いました。

後日、電話にて意思確認もできています。

申請地については、何年も耕作されているようには見られませんでした。

譲渡人は、申請地を長年耕作しておらず、今後もその予定はなく、後継者、担い手もおらず、維持管理が難しいため、譲受人に譲り渡すことにしましたとのことです。

譲受人は、太陽光発電設備を設置する土地を探しており、譲受人から、譲り受けることにしました。

地元説明会も開催しており、きちんと説明されていました。

調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長（山下会長）　ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第54号、番号３番について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第54号、番号３番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第54号、番号３番は、許可と決定いたします。

次に、議事日程第３、報告事項に入ります。

報告第93号「農地法第３条の３の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長　５ページから11ページの報告第93号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は15件で、全てが相続によるものです。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）　説明が終わりました。

以上で、報告第93号を終わります。

続きまして、報告第94号「農地法第４条第１項第８号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長　12ページの報告第94号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に書類を提出していただいているものです。

今回は１件で、農地法施行規則第29条第１号に規定された農業用施設等に転用するものです。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）	説明が終わりました。 以上で、報告第94号を終わります。 続きまして、報告第 95 号「農地法第５条第１項第６号の規定による農地等の転用のための権利移動の届出について」、事務局より説明をお願いします。 藤井事務局長
藤井事務局長	13ページの報告第95号は、市街化区域内にある農地等を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。 今回は、３件です。 内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。 以上でございます。
議長（山下会長）	説明が終わりました。 以上で、報告第95号を終わります。 続きまして、報告第96号「農地法第５条第１項第６号の規定による農地等の転用のための権利移動届出受理後の届出の取消しについて」、事務局より説明をお願いします。 藤井事務局長
藤井事務局長	14ページの報告第96号は、市街化区域内にある農地等の転用のための権利移動について、農地転用届出受理後に、周南市農業委員会農地法関係の届出の受理に関する要綱第２条第７項の規定による届出の取消願の提出があったので、当該届出を取り消したことを報告するもので、今回は１件です。 番号１番は駐車場とするための権利移動の届出について、令和８年８月７日付け周農委５条受理第44号として受理通知書を交付し、令和８年第９回総会の報告第85号、番号６番として報告しています

が、所有権移転は未執行です。

これは、法人名義でなく個人名義で売買契約を取り交わしていたため、この届出を取り消す旨の取消願が９月10日付けで提出され、同日付け周農委５条受理第44号の２として取消通知書の交付したものです。

なお、個人名義としたものは、前の議案第95号、番号３番として届出がありました。

以上でございます。

議長（山下会長）　説明が終わりました。

以上で、報告第96号を終わります。

続きまして、報告第97号「農地法第５条第１項第７号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長　15ページから17ページの報告第97号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、２件です。

番号１番は、農地法施行規則第53条第６号の適用による土地収用法の事業認定を受けた周南市道の駅ソレーネ周南多目的広場等整備事業に係るもの、番号２番は、同条第15号の適用による認定電気通信事業者が行う携帯電話に係る基地局設置のための転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）　説明が終わりました。

以上で、報告第97号を終わります。

続きまして、報告第98号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

18ページから19ページの報告第98号は、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定に基づき、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員３人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員３人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしたので、同要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は18件です。

判断の結果、農地に該当が２筆、713.00平方メートル、非農地に該当が16筆、4,229.00平方メートルであると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第98号を終わります。

続きまして、報告第99号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等が非農地であることの報告について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長

20ページの報告第99号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第１条第１項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第２項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第３項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑以外であるものについて、同要綱第４条第１号、第５条第１号又は第６条第１号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定の一部準用により総会へ非農地であることを報告するもので、今回は、土地所有者等から非農地通知書交付の希望のあった８件です。

これらの土地は、既に農地台帳の現況地目を非農地として処理していましたが、今回、非農地であることを総会へ報告し、非農地判断の手続を補完するものです。

以上でございます。

議長（山下会長）　説明が終わりました。

以上で、報告第99号を終わります。

続きまして、報告第100号「非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長　21ページの報告第100号は、周南市農業委員会非農地判断施行前に非農地扱いとした土地等の非農地判断等に関する要綱第１条第１項に規定する非農地判断施行前に非農地扱いとした土地、同条第２項に規定する事務局判断により非農地扱いとした土地又は同条第３項に規定する農地とした荒廃農地のうち、課税地目が田又は畑であるものについて、同要綱第４条第２号、第５条第２号又は第６条第２号の規定に基づき、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領の規定の例により、農業委員及び農地利用最適化推進委員３人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員３人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をしたので、同要領第14条の規定の例により非農地判断の結果を報告するもので、今回は３件です。

判断の結果、３件すべて非農地であると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）　説明が終わりました。

以上で、報告第100号を終わります。

続きまして、報告第101号「相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について」、

事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長　22ページの報告第101号は、租税特別措置法第70条の６第１項の規定により相続税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いがあったもので、今回は２件です。

内容は記載のとおりで、農業委員及び農地利用最適化推進委員３人に事務局職員が同行して現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により証明いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）　説明が終わりました。

以上で、報告第101号を終わります。

続きまして、報告第102号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

藤井事務局長

藤井事務局長　23ページの報告第102号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員３人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員３人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は２件です。

非農地判断の結果、番号１番は非農地であると決定し、非農地証明書を交付し、番号２番は農地であると決定し、非農地証明願返戻通知書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）　説明が終わりました。

以上で、報告第102号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和８年第11回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前１０時４１分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署　　名　　人

令和８年10月13日

周南市農業委員会

議長（会長）　　山　下　敏　彦

署名委員　　廣　林　政　憲

署名委員　　野　村　邦　幸